

北谷町小規模事業者等緊急支援金交付事業
【申込受付要項】

1. 緊急支援金の概要

(1) 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症によるまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言に伴う飲食店への休業・時短営業等の要請又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している町内の小規模事業者等に対して、費用負担の軽減と事業継続の一助となるよう、予算の範囲内で、「北谷町小規模事業者等緊急支援金（以下「北谷町緊急支援金」といいます。）」を交付いたします。

(2) 交付対象

北谷町緊急支援金の交付対象者は、次のいずれかに該当する事業者とします。

- ①飲食店等への休業要請又は営業時間短縮要請の影響により売上が減少した事業者
 - ②不要不急の外出・移動・往來の自粛要請による影響で売上が減少した事業者
- ※上記①及び②の対象事業者へ商品・サービスを提供する事業者を含みます。

(3) 交付要件

北谷町緊急支援金の交付対象者は、申請日時点において、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- ①北谷町内に住所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。（注1）
- ②個人事業主の場合は原則月10万円以上の事業収入を得ていること。（注2）
※「原則月10万円以上」とは、比較対象月（前年又は前々年）の事業収入が月10万円以上であることをいいます。
- ③常時使用する従業員の数が50人以下であること。
- ④緊急事態宣言等の影響を受けて売上が20%以上減少していること。（注3）
- ⑤今後も事業を継続していく意思があること。
- ⑥「(4) 不交付要件」のいずれにも該当しないこと。

※交付要件の詳細は、（注1）（注2）（注3）をよくご覧ください。

（注1）事業所及び法人の形態について

原則として、北谷町内に事業所を有することが交付の要件となります。（事業所は本店か支店かを問いません。）ただし、北谷町内に事業所を有しない個人事業主であっても、北谷町に住民登録をしている場合は対象となります。

対象となる法人の形態は、原則として営利法人（会社法の会社「株式会社」「合名会社」「合資会社」「合同会社」及び「有限会社」）とします。このほか、士業法人（弁護士法人等）や営利を目的とする普通型の一般社団法人等も対象となる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

(注2) 事業収入について

「原則月 10 万円以上の事業収入を得ていること」とは、確定申告書第一表における「収入金額等」の事業欄（「営業等」又は「農業」の欄）に収入金額が記載され、かつ、比較対象月の収入（申請書（第 1 号様式）の「比較対象月の売上（B）」の欄に記載される売上金額のこと。以下同じ。）が 10 万円以上であることをいいます。

ただし、事業欄に収入金額の記載がなく、収入を「雑 業務」、「雑 その他」又は「給与」の欄（以下「給与等」といいます。）で確定申告した個人事業主の方であっても、給与等が雇用契約によらない業務委託契約等による事業活動からの収入（以下、「業務委託契約等収入」といいます。）であるときは、当該業務委託契約等収入の月額で記載される比較対象月の収入が、10 万円以上であるときに限り要件を満たすものとします。この場合、当該業務委託契約等収入を確認できる書類（契約書の写し、報酬等の支払調書の写し等）を提出して頂く必要があります。※業務委託契約等収入の確認を要する場合は、北谷町緊急支援金の振り込みに通常よりも時間を要する場合があります。

(注3) 売上の減少について

売上の減少は、2021 年 4 月から 9 月のうちいずれかの月と前年（2020 年）同月比又は前々年（2019 年）同月比を原則としますが、業歴（事業開始月）により前年比較又は前々年比較ができない場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した月と、それ以前のいずれかの月を比較対象月とすることも可とします。具体的には、以下のとおりです。

●2019 年 9 月以前に事業を開始した場合

2021 年 4 月から同年 9 月までの間で、前年同月比又は前々年同月比で 20%以上売上が減少している月があること。

●2019 年 9 月以降に事業を開始したため前々年比較したいができない場合

2021 年 4 月から同年 9 月までのうちいずれかの月の売上が、それ以前の月より 20%以上減少している月があること。

●2020 年 9 月以降に事業を開始したため前年比較ができない場合

2021 年 4 月から同年 9 月までのうちいずれかの月の売上が、それ以前の月より 20%以上減少している月があること。

(4) 不交付要件

申請者は、次のいずれにも該当してはならないものとします。次のいずれかに該当する者は、たとえ「(3) 交付要件」を満たす場合であっても、北谷町緊急支援金を受給することはできません。

①北谷町宿泊事業者支援給付金交付要綱第 2 条に規定する交付対象者

②都道府県知事からの営業時間短縮命令を受け、その旨公表された飲食店等を営む事業者

- ③申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団、暴力団員と密接な関係を有する事業者
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接待業務受託営業」を行う事業者
- ⑤政治団体
- ⑥宗教上の組織又は団体
- ⑦その他北谷町緊急支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者

（5）申請受付期間

令和3年10月11日（月）から令和3年12月3日（金）まで

※令和3年12月3日（金）の消印有効

（6）支援金の額

1事業者あたり一律10万円（1事業者につき1回限りです。）

2. 申請の手続き

（1）申請書類

申請者は、以下の①から⑦までの資料を提出してください。申請書類の詳細（書類の具体例等）については、「別表第1. 申請書類一覧」でご確認ください。また、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。なお、申請書類の返却はいたしません。

- ①北谷町小規模事業者等緊急支援金交付事業申請書兼口座振替依頼書兼請求書
- ②北谷町小規模事業者等緊急支援金誓約書兼同意書
- ③本人確認書類の写し
- ④北谷町内で事業を行っていることが確認できる書類
- ⑤売上高の減少が確認できる書類
- ⑥振込先の確認ができる通帳の写し
- ⑦その他書類（北谷町が必要に応じて求めることがあります。）

※「別表第1. 申請書類一覧」で必要書類の確認を必ず行ってください。

《北谷町商工会での申請補助と提出書類の省略について》

北谷町商工会で北谷町緊急支援金の申請補助を受けることができます。これにより北谷町商工会から「北谷町小規模事業者等緊急支援金申請に伴う確認書」の発行を受けた方は、上記申請書類のうち④の提出を省略することができます。ただし、確認書の発行は、北谷町商工会の会員に限ります。

（2）申請書類の入手方法

北谷町緊急支援金の申請に必要な書類等の入手方法は、以下のとおりです。

- ①北谷町ホームページから入手

以下のページからファイルをダウンロードしてください。

(URL)

<https://www.chatan.jp/choseijoho/sangyo/shingatakorona/chatansienkin2021.html>



②北谷町の関係機関

以下の機関において、入手することができます。

ただし、感染症拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

ご不明な点は、北谷町建設経済部経済振興課商工労働係へご連絡ください。

電話：098-982-7701

○北谷町役場

○北谷町商工会

○北谷町観光協会

(3) 申請書類の提出方法

※ 受付は『郵送のみ』となります。窓口混雑による感染症の拡大リスクや振込事務の遅延を防ぐためにご協力をお願いします。

申請書類を以下の郵送先に提出してください。

郵送料のご負担は、申請者様のご負担をお願いします。

12月3日(金)の消印有効です。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

(郵送先)

〒904-0192 北谷町字桑江2 2 6 番地
北谷町 建設経済部 経済振興課
北谷町小規模事業者等緊急支援金 申請受付

(4) 交付の決定

北谷町緊急支援金の交付要件に合致することを申請書等により確認の上、交付決定となりましたら、申請された口座に入金いたします。

(5) 通知等

北谷町緊急支援金の交付又は不交付の決定は、後日、交付又は不交付に関する決定通知書を郵送することにより、申請事業者の方へお知らせいたします。

3. 手続きに関する問い合わせ

北谷町緊急支援金に関する問い合わせ・相談等については、以下の連絡先でお受けいたします。感染症拡大防止のため、可能な限り電話でのお問い合わせをお願いします。

なお、事業者の皆様のご不明点を解消できるよう、北谷町緊急支援金に関する Q&A を作成しました。電話や来庁でのお問い合わせの前にご一読いただきますようお願いします。
※北谷町緊急支援金 Q&A はこの申込受付要項の最後にあります。

(連絡先)

北谷町建設経済部経済振興課商工労働係 電話：098-982-7701

4. アンケートについて

北谷町緊急支援金の効果検証や今後の経済支援策、よりよい手続き方法の検討などで参考としたいため、北谷町緊急支援金を申請した事業者の方を対象としたアンケート調査を実施します。アンケート調査は任意であり回答は必須ではありません（北谷町緊急支援金の交付決定には一切の影響はなく、回答・不回答及び回答の内容が事業者の方へ不利益を与えるものではありません。）が、今後の施策検討の際に役立てたいと思っておりますので、ぜひ積極的なご協力をお願いします。アンケート用紙はこの申込受付要項に添付されていますので、ご協力いただける場合はアンケート用紙にご記入のうえ、北谷町役場経済振興課へ持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法でご提出ください。提出に係る費用は事業者の皆様へお願いすることとなりますので、FAX・メールでのご提出をお勧めいたします。

(アンケート用紙提出先)

〒904-0192 北谷町字桑江 226 番地 北谷町役場 2 階 経済振興課

FAX：098-926-2174

メール：keizai-sinko@chatan.jp

※北谷町役場公式 HP の代表アドレスにも送信可能です。

5. その他

- (1) 北谷町緊急支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、北谷町緊急支援金を返還していただきます。
- (2) 北谷町は、北谷町緊急支援金の適正な執行を図るため、実地調査等を含む必要な検査を行うことがあります。また、必要に応じて、申請者に対して書類の提出、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 北谷町緊急支援金の効果検証のため、後日北谷町は、北谷町緊急支援金を交付した事業者の方を対象として、ヒアリングやアンケート調査等を実施することがあります。当該ヒアリングやアンケート調査等については、積極的なご協力をお願いします。
※前記「4. アンケートについて」とは別調査になることがあります。

※支援金の手続を装った詐欺にご注意ください！！

別表第1. 申請書類一覧

①	北谷町小規模事業者等緊急支援金交付事業申請書兼口座振替依頼書兼請求書
②	北谷町小規模事業者等緊急支援金誓約書兼同意書
③	本人確認書類の写し ・代表者の身分証明書の写し（運転免許証、保険証、住基カード、マイナンバーカード等の写し）
④	北谷町内で事業を行っていることが確認できる書類【商工会確認書で代用可】 以下のうちいずれか1つ ・履歴事項全部証明書の写し（発行日が3か月以内のもの。）※法人の場合のみ。 ・法人設立・設置届出書（税務署の受付印があるものの写し）※法人の場合のみ。 ・個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるものの写し）※個人事業主の場合のみ。 ・法令等が求める営業に必要な許認可証（営業許可証等）の写し。 ・事業所等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類（宛名、住所の記載のある検針票・領収書等の写しで、令和3年4月以降のいずれかの月の利用実績のもの。※運輸業の場合は燃料の領収書でも可。） ・事業所等の不動産賃貸借契約書の写し。 ・事業に係る領収書・納品書等の写し。 ・店舗等の外観及び内部写真（各1枚程度。※運輸業の場合は車両でも可。） ・その他事業実態を確認できる書類（事業に係るホームページ、SNS、新聞広告など、広く一般に周知することを目的とした公開情報の写し等。） 《注意事項》 ・事業実態の確認資料は、北谷町内で事業を行っていることを確認するための書類です。このため、店舗や事務所等の事業所を有する場合は、北谷町内に事業所を有し事業活動を行っていることが分かる書類、事業所を有しない個人事業主の場合は、本人確認書類での町内在住等に加え、事業に係る領収書等の書類を提出していただくことになります。 ・履歴事項全部証明書は、本店が北谷町内にあり、当該書類で北谷町内の事業所が確認できる場合に限ります。※法人設立・設置届出書についても同様に北谷町内の本店・支店が確認できる場合に限ります。 ・許認可証の写しは、有効期限内のものに限ります。 ・不動産賃貸借契約書・領収書・納品書等の書類は、宛名や住所の記載があるものをご提出ください。（申請事業者や北谷町内での事業実態を確認するため。）
⑤	売上高の減少が確認できる書類 【法人・個人事業主共通】 国の月次支援金を受給した事業者の方は、国の月次支援金を受給した事実が確認できる書類（給付通知の写し等）をご提出ください。この場合は、以下【法人の場合】及び【個人事業主の場合】に示す書類の提出は不要です。※国の月次支援金を受給している場合は、50%以上売上減少の事実が国の審査でもって確認されているため、本町の要件（20%以上売上減少）も満たすものであるためです。ただし、申請書の「売上額の確認」欄の記入は行ってください。

<p>【法人の場合】 <u>以下の全ての書類</u> ≪本年の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上が減少した月の売上額が確認できる帳簿の写し（様式は問わない。） ※2021年4月から9月のうちいずれかの月で事業者が選択する。 <p>≪比較対象月の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書（両面）2枚の写し 	<p>【個人事業主の場合】 <u>以下の全ての書類</u> ≪本年の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上が減少した月の売上額が確認できる帳簿の写し（様式は問わない。） ※2021年4月から9月のうちいずれかの月で事業者が選択する。 <p>≪比較対象月の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控え※確定申告が不要だった場合は住民税申告書の控えでも可。 ・所得税青色申告決算書2枚の写し （白色申告や住民税申告の場合は不要です。ただし、その場合は月別の売上が確認できないため、比較対象月の売上額が確認できる帳簿の写しを添付してください。なお、様式は問いません。） ※確定申告書の写しが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも受け付けます。なお、提出の際はA4サイズに拡大するなど、文字・数字が判別出来るようにしてください。
<p>≪注意事項≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年の売上減少月は2021年4月から9月のうちいずれかの月で事業者が選択する月です。 ・比較対象月は、事業者が選択した本年の売上減少月の前年同月又は前々年同月のうち事業者が選択する月です。（通常は前年同月ですが、前年同月が既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けており比較対象月にできないときは、前々年同月を選択することができます。）なお、業歴（事業開始月）により前年比較又は前々年比較ができない場合は、本年の売上減少月より前の月で事業者が選択することができます。ただし、個人事業主の場合は比較対象月の売上（事業収入）が10万円以上である必要があります。 ・比較対象月の売上減少確認書類は、事業者が選択する当該比較対象月を含む年分の確定申告書類の写し等を提出してください。例えば、2021年5月と前々年（2019年）の5月を比較して申請するときは、2019年分の確定申告書類の写し等を添付します。 ・売上高の確認資料は、第1号様式の「売上額の確認」欄に記載された金額を確認するためのものです。通常は、本年の売上額（減少した月の売上）を確認で 	

	<p>きる帳簿（任意様式）と、前年又は前々年の売上額（比較対象月の売上）を確認できる書類として、法人は「確定申告書別表一」と「法人事業概況説明書」、個人事業主は「確定申告書第一表」と「青色申告決算書」を提出していただくことになります。個人事業主で白色申告をしている方や住民税申告をしている方は、「青色申告決算書」がないため、前年の売上額（比較対象月の売上）を確認できる帳簿（任意様式）を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業歴により前年又は前々年比較ができず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した月と、それ以前のいずれかの月を比較対象月とする場合は、そのいずれの売上も確認できる帳簿（任意様式）の写しを提出してください。 ・確定申告書の控えは収受日付印が押印されているものに限り、電子申告（e-Tax）により申告した場合は受付日時が印字されているものに限り、なお、電子申告（e-Tax）による申告であって受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付してください。
⑥	<p>振込先の確認ができる通帳の写し</p> <p>口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）※申請者本人名義の口座に限ります。</p>
⑦	<p>その他書類（北谷町が必要に応じて求めることがあります。）</p> <p>審査の過程で北谷町が提出を求めるものであり、申請時点で事業者が提出する必要はありません。</p>

《北谷町商工会で申請補助（申請のサポート）が受けられます！》

《北谷町商工会の確認により、一部の提出書類が省略できます！》

北谷町商工会の確認で省略できるのは以下の書類です。※北谷町商工会会員に限る。

④北谷町内で事業を行っていることが確認できる書類

北谷町商工会が発行する確認書をもって、④の提出書類に代えることができるものとします。北谷町商工会の確認を受けられた申請者の方は、北谷町商工会から発行される確認書を添付して申請してください。

北谷町小規模事業者等緊急支援金必要書類チェックリスト（法人）

表. チェックリスト__法人（書類が揃っているかどうかの確認にご活用ください。）

No	必要書類	具体的な内容	✓
①	申請書	第1号様式に必要事項を記入し、押印する。	<input type="checkbox"/>
②	同意書	第2号様式に申請者が自署する。	<input type="checkbox"/>
③	本人確認書類の写し	代表者の身分証明書の写し（運転免許証、保険証、住基カード、マイナンバーカード等の写し）を添付する。	<input type="checkbox"/>
④	事業実態の確認書類 【商工会確認書で代用可】	以下のうちいずれか1つを添付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・本店が北谷町にある場合は履歴事項全部証明書の写し（発行日が3か月以内のもの。） ・法人設立・設置届出書（税務署の受付印があるものの写し） ・営業許可証等の写し ・事業所等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類の写し（検針票・領収書等の写し） ・事業所等の不動産賃貸借契約書の写し ・事業に係る領収書・納品書等の写し ・店舗等の外観及び内部写真（各1枚程度） ・その他事業実態を確認できる書類 	<input type="checkbox"/>
⑤	売上減少の確認書類	<p>【国の月次支援金を受給した場合】</p> <p>月次支援金の受給事実が確認できる書類（給付通知等）の写しを添付する。この場合は、以下の書類は不要。</p> <p>【国の月次支援金を受給していない場合__以下の全てを添付】</p> <p>≪本年の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上減少月（2021年4月から9月までのいずれかの月で事業者が選択する月）の売上が確認できる帳簿の写し（様式は問わない。） <p>≪比較対象月（前年又は前々年）の売上減少≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一の控え（2020年分又は2019年分） ・法人事業概況説明書（両面）2枚の写し（2020年分又は2019年分） 	<input type="checkbox"/>
⑥	通帳の写し	口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）※申請者本人名義の通帳に限る。	<input type="checkbox"/>
⑦	その他	北谷町の求めにより必要となる書類（申請時は必要なし。）	<input type="checkbox"/>

北谷町小規模事業者等緊急支援金必要書類チェックリスト（個人事業主）

表. チェックリスト__個人事業主（書類が揃っているかどうかの確認にご活用ください。）

No	必要書類	具体的な内容	✓
①	申請書	第1号様式に必要事項を記入し、押印する。	<input type="checkbox"/>
②	同意書	第2号様式に申請者が自署する。	<input type="checkbox"/>
③	本人確認書類の写し	代表者の身分証明書の写し（運転免許証、保険証、住基カード、マイナンバーカード等の写し）を添付する。	<input type="checkbox"/>
④	事業実態の確認書類 【商工会確認書で代用可】	以下のうちいずれか1つを添付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるものの写し） ・営業許可証等の写し ・事業所等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類の写し（検針票・領収書等の写し） ・事業所等の不動産賃貸借契約書の写し ・事業に係る領収書・納品書等の写し ・店舗等の外観及び内部写真（各1枚程度） ・その他事業実態を確認できる書類 	<input type="checkbox"/>
⑤	売上減少の確認書類	<p>【国の月次支援金を受給した場合】</p> <p>月次支援金の受給事実が確認できる書類（給付通知等）の写しを添付する。この場合は、以下の書類は不要。</p> <p>【国の月次支援金を受給していない場合__以下の全てを添付】</p> <p>《今年の売上減少》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上減少月（2021年4月から9月までのいずれかの月で事業者が選択する月）の売上が確認できる帳簿の写し（様式は問わない。） <p>《比較対象月（前年又は前々年）の売上減少》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控え（2020年分又は2019年分） ・所得税青色申告決算書2枚の写し（2020年分又は2019年分） （白色申告や住民税申告の場合は不要。ただし、比較対象月の売上が確認できる帳簿の写し（様式は問わない。）を添付する必要がある。） 	<input type="checkbox"/>
⑥	通帳の写し	口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）※申請者本人名義の通帳に限る。	<input type="checkbox"/>
⑦	その他	北谷町の求めにより必要となる書類（申請時は必要なし。）	<input type="checkbox"/>

北谷町小規模事業者等緊急支援金交付事業
申請書兼口座振替依頼書兼請求書

私は、次の項目に該当
支援金は、下記口座へ

記入例(個人事業主の場合)

以下の口に✓を付けて、売上減少理由を示して下さい。※必ず、いずれかにチェック・記入をして下さい。

- 飲食店等への休業要請又は営業時間短縮要請の影響により売上が減少した。
- 不要不急の外出・移動・往來の自粛要請による影響で売上が減少した。

代表者印を押印。

令和3年 10月 11日

【申請事業者】 〒 904-1234

所在地 北谷町字宮城56-78

事業者名 (商号又は屋号) 北谷 一郎

代表者職氏名 北谷 一郎

電話番号 098-●●●●-●●●●

屋号があれば記入。なければ氏名。

いずれかにチェック。

請求金額 : 100,000円

※必ず押印して下さい。使用する印鑑は代表者印に限ります。

申請者の情報等	北谷町内の事業所の確認 (事務所・店舗等)	名称	〇〇食堂		北谷町内に事業所を有しない場合は北谷町外の事業所を記入。無店舗等の場合は「事業所なし」と記入。						
		所在地	北谷町字宮城56-78								
	従業員数の確認	常時使用する従業員数	5		人						
	業歴の確認	事業開始年月日	2018	年	10	月	9	日			
	売上額の確認	売上が減少した月	2021	年	6	月	比較対象月	2020	年	6	月
		売上が減少した月の売上(A)	300,000		円	比較対象月の売上(B)	400,000		円		
		売上の減少率	25		%	←(((B)-(A))/(B))×100 ※小数点以下捨て					
	主たる業種	主たる業種又は主な提供サービス	飲食業		4月から9月のうちいずれかの月を選択。		売上が減少した月の前年同月又は前々年同月を選択。				
	申請者の種別	選択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号							
			<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主	整理番号(※)		1	2	3	4	5	6
代表者(※)	住所	北谷町字宮城56-78		不明な場合は記載不要です。							
	生年月日	昭和40	年	2	月	29	日				

※「整理番号」…税務署から送られてくる確定申告のお知らせや申告書類に記載されている番号

※「代表者」は添付の本人確認資料の情報を記載してください。

口座情報	支払方法	口座振替		預金種目	1: 普通預金 2: 当座預金	
	フリガナ	チャタンギンコウ		ヤクバマエシテン		
	金融機関名	北谷銀行		銀行	その他	本店
	店番	● ● ●	口座番号	● ● ● ● ● ● ● ●	役場前	支店
	フリガナ	チャタン イチロウ		※フリガナは通帳裏面の記載通りに転記してください!!		
口座名義人	北谷 一郎					

※振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)

※口座情報は誤りがあると振り込みができませんので、十分確認下さい。

担当者	担当者名	所属	〇〇食堂		フリガナ	チャタン	ジロウ
	担当者連絡先	電話	098-●●●●-●●●●		氏名	北谷	二郎
					Eメール	〇〇@〇〇.〇〇	

日中連絡が取れる連絡先を記入してください。携帯電話も可。

(3) 本人確認書類の写し（※下記の他、パスポートや保険証など可）



運転免許証



マイナンバーカード

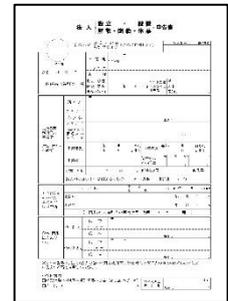
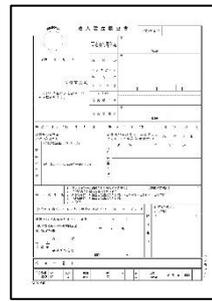


住民基本台帳カード

(4) 北谷町内で事業を行っていることが確認できる書類

※以下のうちいずれか1つ。

- ・履歴事項全部証明書の写し（発行日が3か月以内のもの。）※法人の場合のみ。
- ・法人設立・設置届出書（税務署の受付印があるものの写し）※法人の場合のみ。



- ・個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印があるものの写し）※個人事業主の場合のみ。
- ・法令等が求める営業に必要な許認可証（営業許可証等）の写し。



- ・光熱水費等の利用実績（検針票、領収書等）※令和3年4月以降の月の実績
- ・事業所等の不動産賃貸借契約書の写し。



イ 前年又は前々年（売上を比較する月）の売上額がわかる確定申告関係書類
【法人の場合（以下の(a)及び(b)）】

(a)確定申告書別表一の控え

税務署の受付印があるものの写し1枚

（電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚）

(b)法人事業概況説明書(両面)2枚の写し

■確定申告書別表一（1枚）

■法人事業概況説明書（2枚（両面））

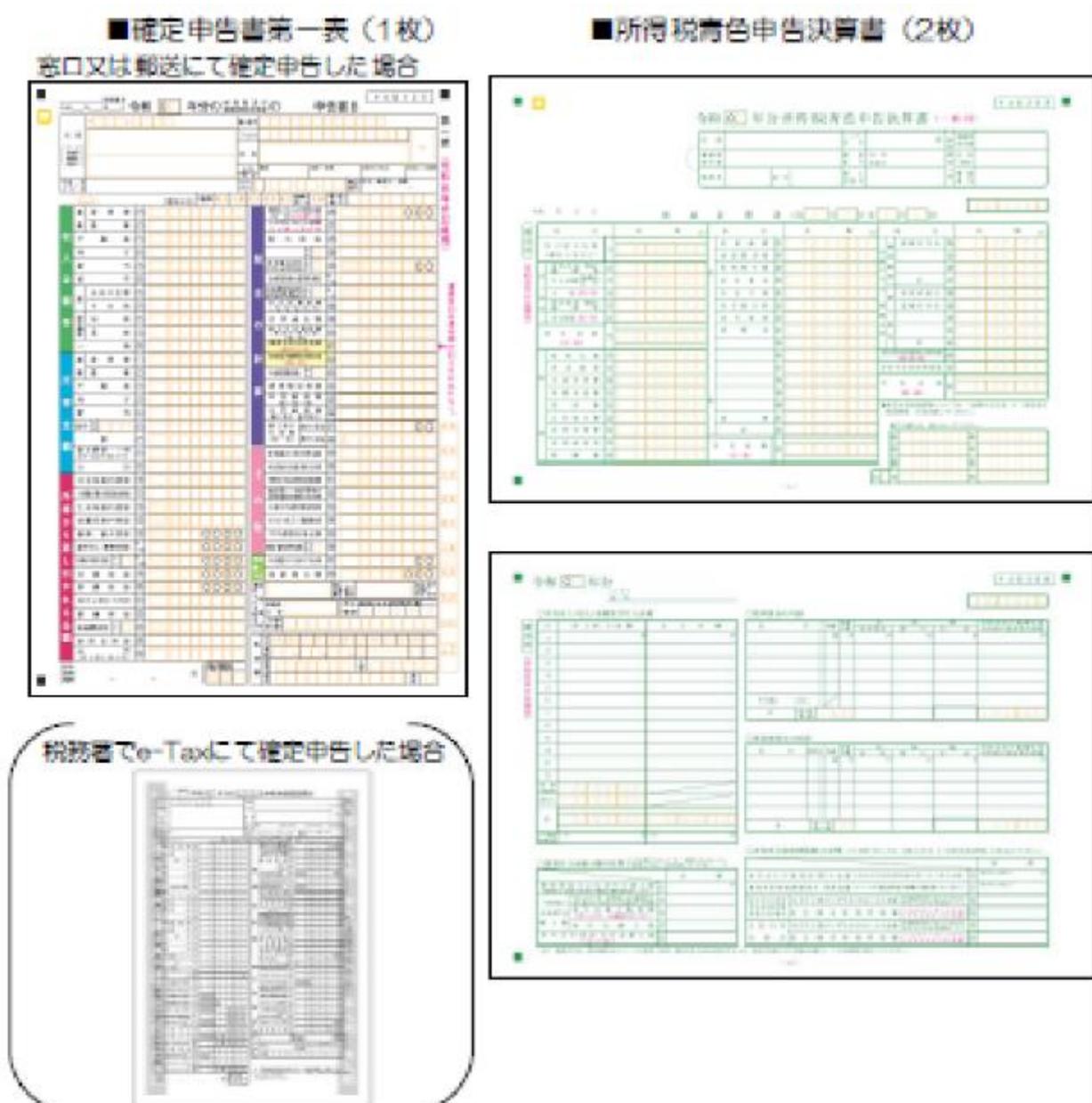
【個人事業主の場合（以下の(c)及び(d)）】

(c)確定申告書第一表の控え（住民税申告書の控えでも可。）

税務署の受付印があるものの写し1枚

（電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚）

(d)所得税青色申告決算書2枚の写し(住民税申告や白色申告の場合は不要ですが、売上を比較する月の売上額がわかる帳簿等（様式は問わない。）の写しを提出してください。)

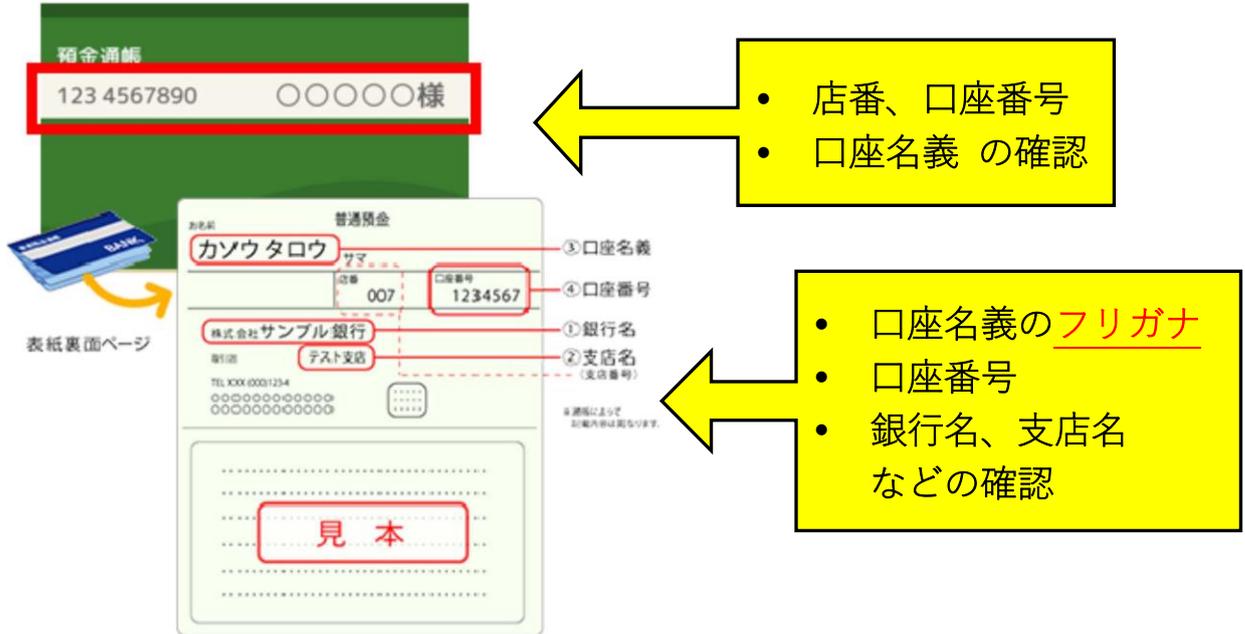


※確定申告書の控えが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも受け付けます。A4サイズに拡大するなど、文字・数字が判別出来るようにしてください。

【業歴（事業開始月）により前年又は前々年比較ができない場合】

業歴（事業開始月）により前年又は前々年比較ができない場合、令和3年4月から9月のうちいずれかの月の売上がそれ以前の月より減少していることについて、売上額を確認できる帳簿（様式は問わない。）の写しを提出してください。

(6) 通帳の表示及び表紙うら面の写し



北谷町小規模事業者等緊急支援金_Q&A（よくあるお問い合わせ）

令和3年10月7日時点

No	分類	質問	回答
1	交付要件	業種の制限はありますか。	ありません。交付要件を満たし、不交付要件に該当しなければどのような業種であっても交付対象となります。
2	交付要件	フリーランスも対象になりますか。	対象になります。フリーランスを含む個人事業主であっても、交付要件を満たし、不交付要件に該当しなければ交付対象となります。
3	交付要件	本社は北谷町外ですが支社が北谷町にあります。対象になりますか。	対象になります。事業所（事務所や店舗）が北谷町内にある場合は、その事業所が本社（本店）であるか否かを問わず、対象となります。
4	交付要件	北谷町在住の個人事業主です。店舗を1つ経営していますが北谷町外にあります。対象になりますか。	対象になります。原則は北谷町内に事業所を有することですが、個人事業主の方で北谷町内に事業所を有しない場合は、北谷町に住民登録があれば対象となります。
5	交付要件	北谷町在住の個人事業主です。無店舗のフリーランスですが、対象になりますか。	対象になります。事業所自体を持たない無店舗の個人事業主の方（フリーランス等）であっても、北谷町に住民登録があれば対象となります。
6	交付要件	個人事業主が原則月10万円以上の事業収入を得ていないといけないのはなぜですか。	<p>本支援金は、本業として事業活動をされている事業者の方について、その事業継続を支援することを目的としていますが、個人事業主の方については、様々な収入を得ていることも想定されます。確定申告においても同様に様々な収入が申告され得ること、また、本来副業（副収入）として雑収入で申告されるべき収入が事業収入として申告されていることもあるため、このような状況においての本業・副業の判断として、このような要件を設けています。</p> <p>なお、10万円という金額については、本支援金が10万円の一律支給であることを基準に定めています。</p>

7	交付要件	原則月 10 万円以上の事業収入を得ていることとは、具体的にどのように判断すればよいですか。	確定申告において事業収入で申告していることと、比較対象月の売上が 10 万円以上であることで判断します。具体的には、申請書（第 1 号様式）の「比較対象月の売上（B）」の欄に記載される売上金額が 10 万円以上である必要があります。
8	交付要件	業務委託契約等収入とは具体的にどのようなものですか。	雇用契約によらない請負契約等による収入をいいます。フリーランス（特定の企業に属さず自らのスキル等で自由に仕事を獲得する働き方の個人事業主）の方々と、例えばライター、デザイナー、プログラマー等が依頼された成果品の対価として得る収入や、講師、大道芸人等が役務（サービス）の提供の対価として得る収入が該当します。 なお、本支援金は事業者を支援するものですので、雇用契約にあたる場合、すなわち労働者（サラリーマン・パート・アルバイト等）の方は対象となりません。※雇用関係にある場合は給与収入であり事業収入や業務委託契約等収入には該当しません。
9	交付要件	事業収入を得ていない個人事業主について、業務委託契約等収入の要件があるのはなぜですか。	業務委託契約等収入の要件は、一般的にフリーランスと呼ばれる個人事業主の方で、事業活動による事業収入を給与収入や雑収入で申告した方に対する救済措置として設けているものです。
10	交付要件	売上の定義を教えてください。	確定申告書において収入金額等の事業欄に記載される金額（法人の場合は税務署処理欄の売上金額に記載される金額）のことで、収入から経費を差し引いて計算される利益（所得）ではありません。また、事業収入以外の収入は本支援金の売上には含みません。
11	交付要件	国や県から交付を受けた協力金や支援金は、売上に含めますか。	含めません。県の時短協力金（飲食店）、国の一時支援金や月次支援金等の公的な支援金は、本年の売上・比較対象月の売上のいずれにおいても売上には計上しないでください。※事業活動による売上で計算します。

12	交付要件	売上の減少を計算したところ 19.99%になりました。小数点以下の切り上げや四捨五入をして 20%で申請できますか。	申請できません。切り上げや四捨五入で 20%とすることはできません。売上減少の計算では小数点以下は切り捨てで計算してください。
13	交付要件	不動産収入、給与収入の減少は売上の減少に該当しますか。	該当しません。本支援金は、事業収入の減少を対象としています。
14	交付要件	複数の店舗を経営しており、1 つの店舗では 20%以上売上が減少していますが、他の店舗では減少していません。申請は店舗ごとにしてもよいですか。また、複数事業を営む場合は事業ごとでもよいですか。	店舗や事業ごとに申請することはできません。本支援金の申請は店舗や事業単位ではなく事業者単位となります。したがって、事業者全体で要件を満たしていなければ支援金の交付対象とはなりません。 なお、申請単位の考え方は売上の減少だけでなく、従業員数等他の要件でも同じです。
15	交付要件	売上の減少月として事業者が選択する 2021 年 4 月から 9 月のうちいずれかの月は、事業者が自由に選んでよいのですか。	自由に選んでかまいません。
16	交付要件	比較対象月は、事業者が自由に選んでよいのですか。	比較対象月を自由に選ぶことはできません。原則として前年同月又は前々年同月となります。なお、業歴（事業開始月）により選択可能な場合がありますが、それでも制限なく自由に選ぶことはできません。
17	交付要件	業歴（事業開始月）とありますが、ここでのいう事業開始月とは、法人の設立年月日や個人事業の開業年月日ですか。それとも、設立や開業ではなく実際に事業を開始した年月日（営業を始めた年月日）ですか。	法人の設立年月日や個人事業の開業年月日です。 法人の設立が 2019 年 8 月 1 日、法人が運営する店舗の営業開始が 2019 年 10 月 1 日だった場合は、業歴（事業開始月）は 8 月からとなります。
18	交付要件	2021 年 5 月に開業しました。売上の減少で前年比較も前々年比較もできませんが、	ご質問の場合、2021 年 5 月から 9 月までのうちいずれの月の売上が、それ以前の月と比較して 20%以上減少していれば対象になります。例えば、5月

		対象になりますか。	<p>の売上が 40 万円、6 月の売上が 20 万円であれば、6 月の売上が 5 月の売上と比較して 50%減少しているため対象になります。</p> <p>このような業歴（事業開始日）によって前年同月又は前々年同月の売上比較ができない場合のみ、比較対象月を業歴の中から任意（売上減少月として選択した月より前の月から任意）に選択することができます。※通常は前年同月又は前々年同月で比較します。</p>
19	交付要件	<p>2021 年 8 月の売上が大きく減少したため 8 月を選択したいのですが、2020 年 8 月は既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため売上が 20%減少していません。新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない 2019 年 8 月を比較対象月に選んでもよいですか。</p>	<p>2019 年 8 月を比較対象月として選択することは可能です。ご質問のように前年同月が既に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、前々年同月比を選ぶことができます。</p>
20	交付要件	<p>2020 年 6 月に開業しました。コロナ渦での開業で前年比較ができませんが、2019 年は開業前で売上実績がありません。このような場合は、業歴によって前年同月又は前々年同月の売上比較ができないとして、比較対象月を業歴の中から任意に選択することができますか。</p>	<p>任意に選択することができます。ただし、売上減少月として選択した月より前の月に限ります。</p>
21	交付要件	<p>自主的な一時休業や一部店舗の閉店等事業を縮小したことによる売り上げの減少は、対象になりますか。</p>	<p>一時休業や事業の縮小が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであれば、対象になります。</p>

22	交付要件	開業したが売上実績がない場合や、2021年9月開業の場合などは、売上の比較ができませんが、対象になりますか。	対象になりません。売上の比較ができず、20%以上の売上減少が確認できない場合は、本支援金の交付対象とはなりません。
23	交付要件	北谷町宿泊事業者支援給付金交付要綱第2条に規定する交付対象者とは、具体的にどのような者ですか。	令和3年9月1日時点において、北谷町内に宿泊施設（旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出に基づく宿泊施設）を有し、現に営業する者をいいます。
24	交付要件	宿泊施設と飲食店を営んでいます。このように宿泊業とそれ以外の業種を営んでいる場合は、申請できますか。	申請できません。北谷町内で宿泊業を営む方は、北谷町宿泊事業者支援給付金での交付申請をお願いします。※北谷町宿泊事業者支援給付金の詳細については北谷町観光課（098-982-7714）へお問い合わせください。
25	申請手続	申請方法は郵送だけですか。	申請は原則郵送のみとしています。FAXや電子メール等での申請も受け付けておりません。※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓口に来庁しての申請等はお控えください。皆様のご協力をお願いします。
26	申請手続	代理人名義による申請は可能ですか。	代理人名義による申請（代理申請）はできません。申請は、法人又は個人事業主の代表者名義に限ります。ただし、申請書への必要事項の記入や必要書類の作成事務等を従業員の方が行うことについては問題ありません。
27	提出書類	必要書類の具体例を教えてください。	必要書類の具体例については、申込受付要項の「別表第1. 申請書類一覧」に記載されていますのでそちらでご確認ください。
28	提出書類	チェックリストは提出する必要がありますか。	提出する必要はありません。チェックリストは必要書類がそろっているかどうかの確認にご活用ください。
29	提出書類	事業実態確認書類はいずれか1つとありますが、全て提出する必要がありますか。また、どれを提出するのがいいですか。	全てを提出する必要はありません。事業の実態が確認できればよいため、申請事業者の事業実態に合わせて最も確認しやすい書類を選んでご提出ください。なお、いずれか1つとありますが、複数提出したほうが確認しやすい場合は複数提出して頂いてかまいません。

30	提出書類	確定申告書類の写しは必ず提出する必要があるのですか。	必ず提出する必要があります。事業収入があること（事業実態があること）の確認をする意味でも必要となりますので、比較する過去の売上確認については必ず確定申告書類の写しで行います。確定申告書類の写しを提出できない場合は支援金の申請はできませんのでご了承ください。
31	提出書類	誓約書兼同意書の「5. 北谷町小規模事業者等緊急支援金交付要綱（令和2年北谷町告示第125号）第3条第2項各号のいずれにも該当しません。」とは、具体的にどのようなことですか。	申込受付要項の1. 緊急支援金の概要（4）不交付要件の①～⑦のいずれにも該当しないことをいいます。
32	その他	交付は口座振替のみですか。また、インターネットバンキングは指定できますか。	口座振替のみとなります。また、インターネットバンキングの指定はできません。
33	その他	交付決定通知等がありますか。	あります。交付又は不交付の決定通知書を郵送します。
34	その他	アンケートはどのような趣旨ですか。また、必ず回答しなければいけませんか。	アンケートは支援金交付事業の効果検証や今後の施策への参考とするために実施するものです。任意ですので必ず回答する必要はありません。また、アンケートは支援金の交付又は不交付の決定へ一切影響ありません。
35	その他	窓口に来庁することはできますか。	原則郵送での申請となっておりますので、窓口申請や直接窓口に来庁しての質疑回答等は行っておりません。可能な限り電話でのお問い合わせをお願いします。※どうしても来庁が必要な場合は、電話連絡し事前予約をするようお願いします。
36	その他	振り込みまでの期間はどのくらいかかりますか。	書類に不備や不足がなければ、通常1～2週間で振り込みできます。
37	その他	支援金の使い道に制限はありますか。	ありません。事業全般に広くご活用ください。

第2号様式（第7条関係）

北谷町小規模事業者等緊急支援金誓約書兼同意書

私（当法人）は、北谷町小規模事業者等緊急支援金（以下、「北谷町緊急支援金」という。）を申請するにあたり、下記の内容について誓約及び同意します。

記

1. 北谷町緊急支援金の趣旨・目的を正しく理解しています。
2. 新型コロナウイルス感染症によるまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言に伴う飲食店等への休業要請又は営業時間短縮要請若しくは不要不急の外出・移動・往来の自粛要請による影響で、売上が20%以上減少しています。
3. 常時使用する従業員の数が50人以下の事業者です。
4. 北谷町内で事業を行っており、今後も事業継続していく意思があります。
5. 北谷町小規模事業者等緊急支援金交付要綱（令和2年北谷町告示第125号）第3条第2項各号のいずれにも該当しません。
6. 申請書の記載事項及び提出書類は全て真正なものであり、虚偽はありません。
7. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に参画していません。
8. 北谷町から、実地調査・書類の提出・検査・報告・是正のための措置等の求めがあった場合は、これに応じます。
9. 北谷町が、北谷町緊急支援金の交付決定のために必要な事項を調査するため、官公署その他関係機関又は関係人に対し情報の照会を行い、取得することに同意します。
10. 北谷町緊急支援金は課税対象になることを理解し、かつ、北谷町が税務署又は北谷町税務課へ事業者が北谷町緊急支援金を受給した事実を報告することに同意します。
11. 虚偽その他不正による無資格受給や不正受給が発覚した場合には、北谷町緊急支援金の返還に応じます。また、当該事実に対して北谷町が行う措置について、一切の異議申し立てを行わず、これに応じます。

以上

令和 3 年 月 日

北谷町長 殿

代表者氏名（自署）

※やむを得ず代筆する場合はその旨記載し、代表者の拇印を押すこと。

(2) 金額の算定方法についてどのように思いますか。

- 一律支給がよい。
- 事業者の規模（従業員数等）による段階的な支給がよい。
- 売上の大小による段階的な支給がよい。
- 上限を設けた売上の減少実績による支給がよい。
- その他（具体的に： _____)

(3) 一律支給でない支給を望む場合、具体的な金額の指標等がありますか。

≪具体的に≫

3. 支援金の主な使い道についてお聞かせください。（複数回答可能）

- 従業員の給料等（人件費）
- 地代・家賃等の賃借料
- 器具備品のリース料金
- 事業に必要な設備・備品の維持管理費や修繕費
- 電気・ガス・燃料等の料金
- 上下水道使用料や税金といった公共料金
- 通常の事業活動に必要な材料費や消耗品費
- 新たな事業活動の展開に必要な経費
- 新型コロナウイルス感染症の対応経費（アルコール・アクリル板等）
- 借入金の返済
- その他（具体的に： _____)

4. 交付要件についてお聞かせください。

(1) 個人事業主の要件（月収 10 万円以上）についてどのように思いますか。

- 妥当である。
- やさしい。（もっと上げてよい。）
- 厳しい。（もっと下げたほうがよい。）
- この要件はないほうがよい。
- その他（具体的に： _____)

(2) 従業員数 50 人以下の要件についてどのように思いますか。

妥当である。

多い。

少ない。

この要件はないほうがよい。

その他（具体的に： _____)

(3) 売上が 20%以上減少の要件についてどのように思いますか。

妥当である。

やさしい。（もっと上げてよい。）

厳しい。（もっと下げたほうがよい。）

この要件はないほうがよい。

その他（具体的に： _____)

(4) 交付要件について具体的なご意見・ご要望等がありますか。

≪具体的に≫

6. 手続き関係についてお聞かせください。

(1) 申請は難しかったですか。

難しかったです。

普通である。

簡単だった。

その他（具体的に： _____)

(2) 申請方法についてどのように思いますか。

今回同様郵送がよい。

直接窓口申請がよい。

電子申請（メール等）を可能にしてほしい。

その他（具体的に： _____)

(3) 申請関係の資料（申込受付要項・Q&A・HP等）はどうでしたか。

分かりにくかった。

分かりやすかった。

その他（具体的に：

）

7. その他

ご意見・ご要望などございましたらご自由にご記入ください。（支援金を申請・受給した感想、広報に関するご意見、実施時期や振り込みまでの時間、職員の電話・窓口対応に関する事など・・・。）

《自由記載》

～ 以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました！ ～

ご提出は、FAX またはメール（PDF データ等）をお勧めいたします。郵送や持参による提出も受け付けていますが、郵便料金等は事業者様のご負担となりますのでご了承ください。※FAX 送信の際は、送信票などは不要です。

アンケート回答用紙提出先はこちら↓

〒904-0192 北谷町字桑江 226 番地

北谷町役場経済振興課商工労働係

F A X : 098-926-2174

メール : keizai-sinko@chatan.jp